

公募型見積合わせの執行について

令和7年1月8日(水)

大阪市平野区長 武市 佳代

次のとおり公募型見積合わせを執行する。

1 見積合わせに付する事項	
(1) 案件名称	平野区北部サービスセンター機械警備業務委託(長期継続契約)
(2) 数量・特質・納入又は履行期間 納入又は履行場所	別紙仕様書のとおり
2 日程及び場所	
(1) 掲示日	令和7年1月8日(水)
(2) 申込期間	令和7年1月8日(水)～令和7年1月22日(水) ※申込期間中の午前9時～午後5時30分までとする。(ただし、本市の休日を除く) ※郵送の場合は令和7年1月22日(水)必着とする。 また、郵送による申込みは上記期限までに必ず5 担当へ申し込みを行う旨の電話連絡を行うこととする。
(3) 申込場所	大阪市平野区役所 5階 総務課 大阪市平野区背戸口3丁目8番19号
(4) 仕様書に関する質問期間	令和7年1月8日(水)～令和7年1月15日(水) 午後4時00分
(5) 質問方法	仕様書に関する質問方法は、質問書(任意様式)を郵送・FAX・電子メールいずれかの方法により提出すること。 郵送・FAXによる提出先は5 担当参照。 ※FAXの場合は送信後に電話にて着信確認を行うこと
(6) 質問先メールアドレス	tw0001@city.osaka.lg.jp (件名に本案件名称を記載すること)
(7) 質問に対する回答	質問に対する回答は、令和7年1月17日(金)に平野区ホームページ上に回答する。
3 参加資格 (平野区役所公募型比較見積実施要綱第4条のとおり)	
(1)	地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の11第1項において準用する同令第167条の4の規定に該当しないものであること。
(2)	入札参加申請時から契約日までの間において、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと。
(3)	令和4・5・6年度本市入札参加有資格者名簿(委託)に承認種目「01:17:02:機械警備」で登録されている者であること
(4)	ア. 警備業法(昭和47年法律第117号)第4条に規定する認定を都道府県公安委員会から受けていること。また、同法第5条に基づく住宅以外の機械警備業務(1号の2)の区分の申請書を大阪府公安委員会に届出していること。 イ. 大阪府の区域外に主たる営業所を有するものにあつては同法第9条の届出書を大阪府公安委員会に提出していること。 ウ. 警備業法第40条に規定する届出書を大阪府公安委員会に提出していること。
4 参加申し込み等	
(1) 申込書類	(ア) 事業請負見積書(※仕様書を添付のうえ割印も押印すること) (イ) 警備業法第4条に規定する認定を受けた認定書の写し (ウ) 警備業法第5条に基づく届出書の写し (エ) 大阪府の区域外に主たる営業所を有するものにあつては、大阪府公安委員会へ提出した警備業法第9条に基づく届出書の写し (オ) 警備業法第40条に規定する届出書の写し
(2) 申込方法	記入要領に従い作成した事業請負見積書に仕様書を添付し、申込期間内に申込場所に持参または郵送により提出すること。
(3) 申込書類の交付場所	(ア)については、平野区ホームページからのダウンロードもしくは平野区役所総務課窓口
5 担当	
大阪市平野区役所総務課	大阪市平野区背戸口3丁目8番19号 電話 06-4302-9625 FAX 06-6700-0190
6 その他事項	
(1)	公募型見積合わせの参加申し込みの見積書は申請者が平野区ホームページよりダウンロードすること。平野区役所総務課窓口で渡すことも可能であるが、見積書以外の申請書類の作成及び提出にかかる費用は、申請者の負担とする。
(2)	大阪市契約規則第37条の第1項第1号又は第3号に該当するときは、契約保証金を免除する。
(3)	見積書提出後決定までに、参加者(参加申請者が共同企業体の場合はその構成員を含む。)が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、参加資格を有しない者のした見積書とみなし無効とする。
(4)	決定後、契約締結までに、決定者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。
(5)	契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。
(6)	本事業については、令和7年度予算が大阪市議会において可決・成立しない場合は、契約の締結は行わない。また、その場合に参加者において損害が生じたときであっても、本市はその損害について一切負担しない。契約の時期は、令和7年度予算が発効した以降とする。